特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 4 | 生活保護関連事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和3年11月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| E取り扱う事務 |
|---|
| 生活保護関連事務 |
| 生活保護法に基づき, 生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け, 困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 |
| 生活保護システム、宛名管理システム、中間サーバー |
| 3 |
| |
| |
| 番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号,第2号,第3号,第4号,第5号,第6号及び第7号) 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ステムによる情報連携 |
| <選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定 |
| 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号,第2号,第3号,第4号及び第5号) 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号),10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号,第2号及び第3号),14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条),16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条),16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条),26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条),26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条),26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条),26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第4号,第5号),27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第4号,第5号,第7号,第8号及び第9号),30の項,31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号,第5号,第7号,第9号及び第0号),50の項,54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号,第2号,第3号,第4号,第5号,第7号,第9号及び第10号),50の項、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条),64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条),70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条),70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号,第2号,第3号,第4号及び第5号),90の項、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第2号,第3号,第4号,第5号,第6号,第7号,第8号,第9号,第10号,第11号),104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第53条第1号,第2号及び第3号),108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第53条第1号,第2号及び第3号),108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号,第2号,第3号及び第4号),116の項、120の項 |
| 担当部署 |
| 保健福祉部 社会福祉課 |
| 社会福祉課長 |
| |
| |
| 打正•利用停止請求 |
| 土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111 |
| D取扱いに関する問合せ |
| 土浦市 保健福祉部 社会福祉課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111 |
| |

Ⅱ しきい値判断項目

| <u> </u> | | | | | | | |
|------------------------|---------------------------------------|--------------|--------------|------|---|-----------|--|
| 1. 対象人 | 数 | | | | | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [| 1,000人以上1万人。 | 未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和3 | 令和3年2月15日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和3年2月15日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事 | ————————————————————————————————————— | | | | | | |
| | 内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価 | 画書の種類 | | | | |
|---|------|------------|--------------|---------|--|------------|
| 2)又は3)を選択した評価実施 | 項目評価 | _ | [点項目] | 『価書又は全項 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 項目評価書及で 項目評価書において、リスク | が全項目評価書 |
| れている。 | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(付 | 青報提供 | ネットワークシステ | ムを通し | た入手を除る | | |
| 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | Г | 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | り取扱い | の委託 | | | [|]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や | 情報提供ネットワーク | ウシステム | を通じた提供 | を除く。) [|]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接 | 続しない(入手) [|]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 8. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] |] 内部監査 | [] 外部盟 | |
| 9. 従業者に対する教育・唇 | 発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | ている |

変更箇所

| 変更日 項目 変更前の記載 変更後の記載 提出時期に 平成27年4月2日 平成27年9月24日 平成27年9月24日 中成27年9月24日 中成27年9月24日 中成27年9月24日 中成27年9月24日 中成27年11月13日 全域の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型の大学型 | はるもので重 ない をない をによるもの とによるもので となるもので こよるいので こよるいので こよるいので こよるいので こよるいので こもるいで まるいで まるいで まるいで まるいで まるいで まるいで まるいので まるい まるいので まるいので まるいので ま ま まるいので まるいので まるいので まるいので まるいので ま ま ま ま ま ま ま ま |
|---|---|
| 著作 | をない 更によるもの 当たらない 更によるもの 当たらない こよるもので こよるもいで こよるもので こちるもので まるもので重要 |
| 対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、 | 当たらない 更によるもの 当たらない こよるもので こよるもので こよるもので こよるもので きるもので重 もない ももので重要 |
| いに関する問合せ連絡先 次城県工浦市下高津1-20-35 次城県工浦市入和町9-1 事後 で重要な変更に当 「で重要な変更に当 「で重要な変更に当 で重要な変更に当 「で重要な変更に当 で変更に当 「で重要な変更に当 「で | 当たらない こよるもので こらない こよるもので こらない とるもので重 らない ももので重要 |
| 第15条 番号法第9条第2項に基づく条例 事後 重要な変更に当れ | こらない こよるもので こらない よるもので重 らない ももので重要 |
| *********************************** | <u>こらない</u> よるもので重 らない るもので重要 |
| 令和1年6月30日 評価実施機関における担当部 社会福祉課長 長谷川 雄一 社会福祉課長 大会福祉課長 表記の変更によるな変更に当たらなる。 令和1年6月30日 IV リスク対策 新様式への変更に伴う項目の追加 事後 | らない あもので重要 |
| マヤル1年6月30日 署 社会価値試及 大谷川 雄一 社会価値試及 中和1年6月30日 IV リスク対策 新様式への変更に伴う項目の追加 事後 | |
| | |
| 情報提供ネットワークシステム 本号法第19条第7号 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号 事後 変更に当たらない | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |